

関 係 法 令 集

【 目 次 】

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	1
藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則	3
藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針	7
地方自治法（抜粋）	2 3
地方自治法施行令（抜粋）	2 5
民法（抜粋）	2 6
道路法（抜粋）	2 7
国家賠償法（抜粋）	2 8
藤沢市道路附属物自動車駐車場条例	2 9
藤沢市道路附属物自動車駐車場条例施行規則	3 1
藤沢市地域防災計画__本編（抜粋）	3 3
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）	3 6
藤沢市情報公開条例	3 7
藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例	4 6
藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例施行規則	4 9
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）	5 2

改正

平成16年12月3日条例第6号

令和4年12月22日条例第17号

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、この市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の申請書及び書類が提出されたときは、当該申請書及び書類を提出した団体のうちから次の各号のいずれにも該当する団体でこの市の公の施設（以下単に「公の施設」という。）の管理を行わせるにつき最適なものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 公の施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。

(2) 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができると認められる団体であること。

(3) 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要な能力を十分に有している団体であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎会計年度の終了後（法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後）、規則で定めるところにより、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第5条 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて公の施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であつても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて公の施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしないこととなつた公の施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第7条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は汚損したときは、それによつて生じた損害に相当する額をこの市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第8条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者は、その管理する公の施設の管理の業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 指定管理者（公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）は、その管理する公の施設の管理の業務により保有することとなつた情報について公開請求があつたときは、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）の定めるところにより公開しなければならない。

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 市長は、第3条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(教育委員会が管理する公の施設への適用)

第10条 この条例を教育委員会が管理する公の施設に適用する場合においては、この条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成15年12月9日規則第14号

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書等)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第2条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 指定を受けようとする団体の概要を記載した書面
- (3) 指定を受けようとする団体の活動実績を記載した書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請者に対する通知)

第3条 市長は、条例第3条の規定により候補者を選定した場合において、当該候補者として選定されなかつた団体があるときは、当該団体に対して指定管理者指定等決定通知書（第2号様式）により指定管理者の指定をしない旨を通知するものとする。

2 市長は、条例第3条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者として指定した団体に対して指定管理者指定等決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(事業報告書の提出時期等)

第4条 条例第4条の事業報告書は、指定管理者事業報告書（第3号様式）とする。

2 条例第4条の規定による事業報告書の提出の期限は、毎会計年度終了後3月（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日後1月）とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

3 第1項の事業報告書に記載すべき事項は、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させている場合にあっては、当該使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項

(告示する事項)

第5条 条例第9条の規定により指定管理者の指定をした場合において告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定を受けた団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

2 条例第9条の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定を取り消した日
- (2) 指定を取り消された団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 指定を取り消された団体の名称及び事務所の所在地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定管理者指定申請書

		年 月 日
藤沢市長		
申請団体		所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号 
指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。		
指定を受けようとする団体	名 称	
	事務所の所在地	
管理を行おうとする公の施設の名称		
添 付 書 類	☐ 事業計画書 ☐ 団体の概要説明書	
	☐ 団体の活動実績書 ☐	
(事務処理欄)		

指定管理者指定等決定通知書

年 月 日 様 藤沢市長(氏 名) 印 次のとおり決定しましたので、通知します。	
決 定 区 分	☐ 指定管理者に指定する。 ☐ 指定管理者に指定しない。
指定に係る公の施設の名称	
指 定 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指定しない理由	
備 考	

指定管理者事業報告書

年 月 日

藤沢市長

所在地

指定管理者 名 称

代表者の氏名



次のとおり報告します。

管理業務の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
管理業務を行つた 公 の 施 設 の 名 称	
管理業務の実施状況 及 び 利 用 状 況	
使用料又は利用に係 る料金の収入実績	
管 理 に 係 る 経 費 の 収 支 状 況	

(事務処理欄)

藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針

平成20年1月策定
令和7年5月最終改正

第1 趣旨

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくため、平成15年9月に設けられました。

指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度の導入の適否を含め、幅広く自治体の自主性に委ねる制度となっていることから、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めたものです。

なお、この基本方針は国の制度変更や市の施設を取り巻く情勢等に応じ、必要により改定を行います。

第2 制度の導入及び運用の方針

1 直営施設

現在直営となっている施設については、施設の設置目的やその形態等に照らし、現在の管理状況や執行体制等について十分な検証を行うとともに、時代背景も踏まえた今後の施設のあり方や運営形態（直営・指定管理者制度導入・検討継続等）について引き続き検討を行い、指定管理者による管理がより効率的、効果的と認められる状況となった場合は、指定管理者制度に移行するものとします。

2 新規設置施設

新たに設置する施設についても、直営施設と同様の視点から検討を行い、より効率的、効果的と認められる施設については、指定管理者制度を導入するものとします。

3 指定管理施設

すでに指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度以外の管理手法による管理がより効率的、効果的と認められる状況となった場合は、指定管理者制度による管理を見直すものとします。

第3 指定管理者への委任・代行の形態

指定管理者に管理を委任し、又は代行させる基本的な形態は次のとおりとします。

（1）施設の管理運営に加え、施設の設置目的に関連する市の指定事業の実施

（２）施設の管理運営に加え、施設の設置目的に関連する事業の企画立案実施

なお、これらを基本としたうえで、無料施設か有料施設か、有料施設の場合は利用料金制（指定管理者の収入）を採用するか否か、同一施設が複数ある場合に一括指定とするか個別指定とするかなど、施設の設置目的に照らし、施設の効用が最大限図られるような形態を採用するものとします。

第４ 制度導入(更新)スケジュール

指定管理者制度を新規導入する場合又はすでに導入した施設の指定管理者の更新を行う場合は、次のスケジュール（例）を参考に手続きを進めるものとします。

１ 新規導入スケジュール（例）

- ５月～６月上旬 審査選定委員会（審査基準、募集要項等の審議）
- ６月議会 条例改正議案の提出
- ７月～８月上旬 公募
- ８月中旬～９月 審査選定委員会（候補者の選定）
- １２月議会 指定議案の提出
補正予算において債務負担行為の設定
- １月～３月 指定管理者への引き継ぎ準備・基本協定の締結
基本協定締結後、年度ごとに年度協定を締結します。

２ 更新スケジュール（例）

- ５月～６月 審査選定委員会（審査基準、募集要項等の審議）
- ６月～７月 公募
- ８月～９月 審査選定委員会（候補者の選定）
- １２月議会 指定議案の提出
補正予算において債務負担行為の設定
- １月～３月 指定管理者交替の場合は引き継ぎ準備・基本協定の締結
基本協定締結後、年度ごとに年度協定を締結します。

第５ 指定管理者の選定方法

１ 公募による選定

指定管理者の選定は、競争性を担保したうえで公平性・透明性に配慮すべきであるため、原則として公募により選定を行うものとします。

２ 公募によらない選定

公募の原則にかかわらず、次に該当する施設については指定管理者を特定して公募によらない選定（以下「非公募」という。）ができるものとします。

なお、非公募とする場合は、理事者への確認を経て決定するものとします。

- (1) 特定の団体が実施する事業と密接不可分な関係にあり、当該事業との一体的運営に必要な施設、又は施設の設置目的やその特性等に照らし、特定の団体に管理されることが適当と認められる施設
- (2) 施設の管理を指定管理者に委任している場合において、当該指定期間内に新設される同一施設
- (3) 特別の事情があり指定管理者を特定して選定することが合理的と認められる施設
(例)
 - ア 公募において応募団体がなかった場合又は応募者から候補者を選定できなかった場合で、かつ、再度公募を行う時間的余裕がないとき
 - イ 指定管理者の指定取消を行った場合に、施設閉鎖を回避する必要があるとき
 - ウ 施設の建替えや廃止等により、次期指定管理期間が短期間（概ね２年程度）であり、現指定管理者を特定して選定することが合理的である場合

3 募集要項、仕様書及び審査基準

(1) 募集要項及び仕様書の作成

施設所管課は、施設概要、業務の範囲、管理基準、指定管理料、応募資格、応募手続等を示した募集要項を作成するとともに、業務内容等の詳細、市が求める水準等を具体的に示す仕様書を作成します。

なお、募集要項及び仕様書は指定管理者の選定方法にかかわらず作成する必要があります。

(2) 指定管理料の提案上限額の設定

施設所管課は指定管理料の提案上限額を提示することとし、市が求める事業規模を応募者に示します。

(3) 性能発注方式の検討

施設所管課は、募集要項等の作成に当たっては、指定管理者が有するノウハウの活用や創意工夫の視点から、現状の「仕様発注方式」に替えて「性能発注方式」の導入を検討します。

【仕様発注】

市が業務の仕様の詳細を示し、指定管理者は当該仕様に従って業務を行う。

(例) 開館時間は来館者に対応するため常時３人以上の職員を配置すること

【性能発注】

市は業務で満たすべき要件や水準のみを示し、指定管理者はその性能を確保するために自らの裁量により自由に業務を行う。

(例) 開館時間は常時来館者に対応できる職員の配置体制を整備すること

(4) 審査基準表の作成

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条各号に掲げるもののほか、施設の特性や設置目的を勘案し、最も効率的・効果的であり、かつ安定した管理運営が行える団体を選定できるよう、審査選定において必要な基準を定めるものとします。

(藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条各号)

- (1) 公の施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。
- (2) 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものと認められる団体であること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要な能力を十分に有している団体であること。

第6 選定の手続

1 審査選定委員会の設置及び所掌事務等

指定管理者の選定方法（第5の2（2）に該当する施設を除く。）にかかわらず、施設所管課において定める「審査選定委員会の設置に関する規程」に基づき、審査選定委員会を設置するものとします。

なお、審査選定委員会の事務の担当は、施設所管課とします。

(1) 所掌事務

- ア 応募団体の審査、選定に関すること
- イ その他、審査に関して必要と認めるもの

(2) 委員構成

次の区分ごとに、それぞれ示す委員構成を基本とします。なお、委員数は、委員長を含め最大で10人とします。

ア 新規導入施設の場合

指定管理者制度を所管する担当副市長を委員長とし、委員には4人以上の部長級職員を選出（指定管理者制度を所管する部等の長、総務部長、企画政策部長及び財務部長を中心に、施設ごとに委員長が必要と認める職員のうちから選出）するほか、財務の専門家及び施設の特性等に応じた複数人の学識経験者等で構成するものとします。

イ 更新施設の場合

指定管理者制度を所管する部等の長を委員長とし、委員には3人以上の職員を選出（行政総務課、企画政策課及び財政課の職員を中心に、施設ごとに委員長が必要と認める職員のうちから選出）するほか、財務の専門家及び施設の特性等に応じた複数人の学識経験者等で構成するものとします。

（3）会議の公開

審査選定委員会における会議は、指定管理者の指定という行政処分行為を行う前提となる内部的な審査を行うほか、民間事業者等のノウハウなど非公開情報を取り扱うことが予定されていることから、原則として非公開とします。ただし、施設の特性等により、公開によるプレゼンテーションを実施する必要があるなどの場合は、募集の際にその旨を明示したうえで、公開できるものとします。

（4）会議録の取扱い

会議録（添付された資料等を含む。）の公開に当たっては、藤沢市情報公開条例に照らし、非公開情報が公開されることのないよう慎重に取り扱うものとします。

（5）審査方法

審査選定委員会における審査は、提案書等の書面による審査に加え、原則として応募団体によるプレゼンテーションを実施するものとします。審査における採点は各委員の採点を原則とします。また、一定の委員数（6人以上が目安）が確保される場合には、最高点、最低点を除く残り委員の合計点を得点とすることも可とします。

これらの審査を行うに当たっては、採点者名が識別されないよう配慮を行うものとし、指定管理者候補者として最適な団体を選定するほか、原則として第2順位（次点）候補者まで選定するものとします。

また、非公募の場合においても、提案書等の書面による審査のほか、当該団体による説明や団体の意見聴取を実施するなど、プレゼンテーションに準じた審査を行うよう努めるものとします。

なお、応募団体と利害関係にあると認められる委員は、当該施設の審査に関与することができないものとします。委員と応募団体との利害関係は施設所管課で確認するとともに、委員と応募者双方に利害関係がないことの確認書等の提出を依頼し、公平な審査を行うこととします。

2 指定期間

指定管理者に管理運営を委ねる期間は、5年を基本とします。ただし、10年を超えない範囲内で施設の特性や整備状況に応じて指定期間を設定できることとします。

3 公募の方法

（1）公募期間

施設の種類、規模等にかかわらず、応募者側が十分に準備できるよう、公募する期間は原則として1か月以上とします。

(2) 周知方法

広報「ふじさわ」や市ホームページへの掲載、SNS等の活用、必要に応じて指定管理者制度や施設の該当分野の専門誌等への広告掲載等、広く応募を求めることとします。

(3) 応募者への説明

募集要項を作成し、配布するとともに、説明会（現場説明）を実施するなど、施設管理の現状や利用者の状況、質疑応答内容等の情報提供に応募者全員に行い、公平性の確保に努めることとします。

4 非公募の方法

選定方法を非公募とする場合は、特定した団体等に募集要項及び仕様書等を提供するとともに、指定管理者として求める内容や応募手続等の説明を行います。

5 選定結果の通知及び公表等

公募による場合において、審査選定委員会による選定の結果、候補者第1順位及び第2順位となった団体に対しては、市長への報告終了後、速やかに「標準様式

1」及び「標準様式2」を参考に、結果を通知するものとします。この場合において、候補者第1順位及び第2順位に選定された団体以外の団体に対しては、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項の規定による通知（指定しない旨の決定通知）をするものとします。

また、審査選定委員会における選定結果については、その経過や審査基準、評価結果を、「標準様式3」を参考に、候補者第1順位に選定された団体以外の応募団体名が識別されないよう配慮を行ったうえで、市ホームページ上で公表するものとします。その後、候補者第1順位の団体の指定議案が議決された場合には、当該団体に対して規則第3条第2項の規定による通知（指定する旨の決定通知）をするとともに指定の告示を行うものとします。また、第2順位となっていた団体に対しては、改めて規則第3条第1項の規定による通知（指定しない旨の決定通知）をするものとします。

なお、候補者第1順位の団体の指定議案が否決された場合は、否決にいたった理由を考慮して、第2順位の団体の指定議案を再提出する、又は改めて審査選定委員会を開催する等、個別に判断する必要があります。

非公募による場合についても、その審査結果の通知、公表及び指定議案議決後の通知及び告示は、公募の場合に準じて行うものとします。

第7 指定管理者の指定

1 指定の議決

指定管理者候補者の選定が終了すると、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定のための議案を議会に提出することになりますが、その際には議案資料をあわせて提出することとします。

議案資料は、「標準様式4」及び「標準様式5」を参考に、選定経過等を簡潔にまとめるとともに、選定の理由（評価ポイント、得点等）を必ず記載することとします。

また、議案資料には、当該候補者と事前調整のうえ、事業計画を添付するものとします。

2 債務負担行為の設定

指定期間における債務負担行為を設定します。債務負担行為の限度額は、原則として指定管理者が提案する事業計画（収支計画）に基づき、年度ごとの支出額を積み上げて限度額を設定します。

なお、指定管理料が発生しない施設については、債務負担行為の設定の必要はありません。

第8 協定の締結

指定管理者制度は、「指定」という行政処分により公の施設の管理運営の委任・代行をさせることから、「契約」を結ぶ必要はないとされていますが、管理経費や細目的事項については地方公共団体と指定管理者との間の協議により定めることとし、指定手続とは別に「協定」を締結することが適当であるとされていることから、基本協定及び年度協定の締結を行うものとします。

第9 制度導入による効果の検証

指定管理者制度を導入した施設については、施設所管課において、財政面における効果及び次に掲げる効果について検証を行うこととします。ただし、新規設置施設や従前の管理委託等経費の算出が困難な施設に関しては、この限りではありません。

また、国の制度改正や社会情勢の変化等に伴い、指定管理者制度以外の管理手法による管理がより効率的、効果的と認められる状況となった場合は、指定管理者制度から別の手法への移行について検討することとします。

1 市目線の効果

（1）指定管理者に使用許可の権限を与えることにより、市の負担を減らすことができる。

（2）施設の目的の範囲かつ市が認める範囲で指定管理者に事業を任せることができる。

2 市民目線の効果

（1）民間のアイデアによる新たな事業サービスを受けることができる。

(2) 単年度会計に縛られない長期的なサービスを受けることができる。

3 指定管理者目線の効果

(1) 指定期間は安定した管理運営業務を受託することができる。

(2) 自ら施設を調達せずに、施設を用いて事業を実施できる。

(3) 経営努力により当初計画を上回る利益を生み出すことができる。

(4) C S R（企業の社会的責任）活動の実績になる。

第10 モニタリング及び公の施設指定管理者評価委員会評価

指定管理者制度を導入した全ての施設における管理運営サービスの質の向上を目的に、その管理運営の状況に関して、施設所管課及び指定管理者によるモニタリング及び公の施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行うものとしします。

1 モニタリング

(1) モニタリングの方法及び対象となる施設

指定管理者が協定を締結する際に確認した仕様どおりの管理運営を行っているかどうかのチェックを、指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に、施設所管課及び指定管理者の双方で行うものとしします。

(2) モニタリングの実施時期

モニタリングは毎年度行うものとし、年度における実施時期は、施設所管課が半期ごと（年度中に2回）に、指定管理者が四半期ごと（年度中に4回）に行うものとしします。

なお、施設所管課は指定管理者から提出された事業報告書の記載内容等とモニタリングの記載内容等が一致することを確認し、必要に応じて指定管理者への指導を行います。

(3) モニタリング項目の設定

モニタリング項目については、指定管理者と協議を行い設定してください。

なお、設定に当たっては、指定管理者制度導入の効果が測定できるような具体的な数値を用いた指標（延べ利用者数や実利用者数、利用者1人当たりのコスト等）を必ず含めてください。

2 公の施設指定管理者評価委員会評価

市は、外部の委員を中心に構成する評価委員会を開催することができます。指定管理者を選定する際に用いた審査基準、基本協定書、事業提案書及びモニタリング帳票などを参考に作成した評価項目を基に、指定管理者による管理運営状況の確認を中心に、総合的に評価するものとしします。

なお、評価委員会は、制度所管課において定める「藤沢市公の施設指定管理者評価委員会の設置に関する規程」に基づき設置するものとしします。

(1) 評価の時期

評価委員会による評価の時期は、指定期間の中間年度（初年度と最終年度を除いた年度のいずれかのうち、市が指定する年度をいう。）に行うものとします。

（２）評価結果の公表等

評価結果は市議会に情報提供を行うとともに、市ホームページ上で公開するものとします。

（３）評価結果の活用

評価における指摘事項については、施設所管課によるモニタリング等により対応状況を定期的に確認するとともに、次期選定時の募集要項等の作成時に活用するものとします。

藤沢市公の施設の指定管理に係る候補者選考結果通知書

〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日

（団体等の名称）

（代表者の氏名） 様

藤沢市長 〇〇 〇〇公印
（藤沢市教育委員会）

年（令和 年） 月 日付で貴社（団体）から申請のありました、
公の施設の指定管理者の応募については、書類審査及びプレゼンテーション実施に
よる選考の結果、次のとおりとなりましたので通知します。

1 公募を実施した施設の名称等

名 称 藤沢市〇〇〇〇〇〇〇〇

所在地 藤沢市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号

2 選考結果 候補者第1順位（優先交渉権者）

なお、指定管理者としての指定については、今後、市議会（〇年〇月定例会の予
定）の議決を経て事務手続きを行うことになります。

以 上

（事務担当 課 電話 ）

藤沢市公の施設の指定管理に係る候補者選考結果通知書

年(令和 年) 月 日

(団体等の名称)

(代表者の氏名) 様

藤沢市長 ○○ ○○ 公印
(藤沢市教育委員会)

○○○○年○○月○○日付で貴社(団体)から申請のありました、公の施設の指定管理者の応募については、書類審査及びプレゼンテーション実施による選考の結果、次のとおりとなりましたので通知します。

1 公募を実施した施設の名称等

名 称 藤沢市○○○○○○○○

所在地 藤沢市○○○○丁目○○番○○号

2 選考結果 候補者第2順位(次点)

なお、第1順位の団体が指定管理者の候補者として優先交渉権を有しますが、当該団体が指定を受けることができない場合は、貴社(団体)を繰り上げ候補者とさせていただきます場合があります。

以 上

(事務担当 課 電話)

藤沢市〇〇〇〇の指定管理者候補者の選考結果について

1 公募を実施した施設

(施設の名称)

(所在地)

2 指定管理者候補者

(団体等の名称)

(代表者の氏名)

3 指定予定期間

〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇月〇日から

〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇月〇〇日まで

4 選定経過及び理由

藤沢市〇〇〇〇の指定管理者候補者の選考にあたっては、〇団体の応募があり、藤沢市〇〇〇〇指定管理者審査選定委員会において書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、応募団体の概要、事業計画、収支予算等について審査基準に基づき総合的な評価・選考を行った結果、次の理由により、上記団体を候補者第1順位として選定しました。

- ① 事業計画については、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などがバランスよく提案されており、特に〇〇〇〇などについて高い評価を得た。
- ② 収支計画については、〇〇〇〇、〇〇〇〇について総合的に評価した結果、高い評価を得た。
- ③ 応募団体の実績、管理運営の方針や理念については、特に〇〇〇〇などについて高い評価を得た。

5 審査基準及び評価結果

評価項目（主なものを記載）	配点	候補者名（具体名）	団体A	団体B	団体C
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					

〇〇〇〇					
その他					
合 計					
順 位					

6 指定管理者の指定について

指定管理者候補者については、今後、市議会（〇年〇月定例会）の議決を経て、指定管理者として指定することになります。

（参考）選定までのスケジュール

月 日（ ）	第1回審査選定委員会
月 日（ ）～ 月 日（ ）	応募要領配布
月 日（ ）	応募予定者に対する説明会
月 日（ ）～ 月 日（ ）	質問受付
月 日（ ）～ 月 日（ ）	指定申請書受付
月 日（ ）	第2回審査選定委員会

（問い合わせ先） 〇〇〇〇課 〇〇〇〇担当
 電話〇〇〇〇
 メールアドレス〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月
藤沢市議会定例会
議案第〇〇号資料

藤沢市〇〇〇〇の指定管理者の指定について

1 選定経過

（１）第〇回審査選定委員会 〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日

① 〇〇〇〇について

② 〇〇〇〇について

（２）申請書の受付期間

〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日から

〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日まで

（３）第〇回審査選定委員会 〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日

指定管理者の審査・選定について

（４）選定結果

〇団体の応募があり、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施した結果、主に次の理由により、〇〇〇〇を指定管理者の最適な候補者として選定

（選定理由の例）

- ① 事業計画については、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などがバランスよく提案され、特に〇〇〇〇などについて高い評価を得た。
- ② 収支計画については、〇〇〇〇、〇〇〇〇について総合的に評価した結果、高い評価を得た。
- ③ 団体の実績、管理運営の方針や理念については、特に〇〇〇〇などについて高い評価を得た。

順位	応募団体	総合得点（〇〇点満点）
1	〇〇〇〇（具体的名称）	〇〇
2	団体A	〇〇
3	団体B	〇〇

2 審査基準

（１）〇〇〇〇〇

① ○○○○○○○○

② ○○○○○○○○

(2) ○○○○○○

① ○○○○○○○○

② ○○○○○○○○

3 事業計画概要

別添のとおり

令和〇〇年〇〇月
藤沢市議会定例会
議案第〇〇号資料

藤沢市〇〇〇〇〇〇の指定管理者の指定について

1 選定経過

(1) 第〇回審査選定委員会 〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日

① 〇〇〇〇について

② 〇〇〇〇について

(2) 申請書の受理 〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日

(3) 第〇回審査選定委員会 〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日

指定管理者の審査・選定について

(4) 選定結果

書類及びプレゼンテーションによる審査を実施した結果、主に次の理由により、〇〇〇〇を指定管理者の最適な候補者として選定

（選定理由の例）

① 当該団体が実施する事業と本施設は密接不可分な関係にあり、一体的な管理運営が必要と認められる。

② 事業計画や収支計画、実績などについて、総合的に高い評価を得た。

③ 総合得点〇〇点（〇〇点満点）

2 審査基準

(1) 〇〇〇〇〇

① 〇〇〇〇〇〇〇〇

② 〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇

① 〇〇〇〇〇〇〇〇

② 〇〇〇〇〇〇〇〇

3 事業計画概要

別添のとおり

地方自治法（抜粋）

発令　　：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：令和7年5月30日号外法律第47号

改正内容：令和7年4月16日号外法律第22号[令和7年10月1日]

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

発令　　：昭和22年5月3日号外政令第16号

最終改正：令和7年11月27日号外政令第388号

改正内容：令和7年11月21日号外政令第387号[令和7年12月1日]

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

民法（抜粋）

発令 ： 明治29年4月27日 号外法律第89号

最終改正： 令和7年6月6日 号外法律第57号

改正内容： 令和5年6月14日 号外法律第53号[令和 7 年10月 1 日]

（使用者等の責任）

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

道路法（抜粋）

発令　　：昭和27年6月10日号外法律第180号

最終改正：令和7年4月16日号外法律第22号

改正内容：令和7年4月16日号外法律第22号[令和7年10月1日]

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金）

第二十四条の二 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

国家賠償法（抜粋）

発令　　：昭和22年10月27日法律第125号

最終改正：昭和22年10月27日法律第125号

改正内容：昭和22年10月27日法律第125号[昭和22年10月27日]

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第一条　国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

②　前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

〔公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権〕

第二条　道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

②　前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

改正

平成14年12月18日条例第18号

平成24年12月20日条例第24号

令和3年6月25日条例第7号

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例

(趣旨)

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場として、この市に道路附属物自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湘南台駅地下自動車駐車場	藤沢市湘南台一丁目43番13

(供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 駐車場への入場及び駐車場からの出場の取扱いをする時間（以下「入出場時間」という。）は、指定管理者（第10条に規定する市長が指定するものをいう。以下第8条までにおいて同じ。）が定める。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第1項の規定にかかわらず、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(利用料金)

第4条 駐車場を利用した者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 駐車場の利用料金の額は、次に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

(1) 入出場時間に駐車する場合 1,500円

(2) 入出場時間の終了時から翌日の入出場時間の開始時まで駐車する場合 1,000円

(3) 入出場時間以外の時間にまたがって駐車する場合 前2号に規定する額の合算額

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数駐車券及び定期駐車券を発行することができる。

4 回数駐車券及び定期駐車券に関し必要な事項は、規則で定める。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の徴収方法)

第5条 利用料金は、駐車場から出場の際にその利用者から徴収する。ただし、回数駐車券又は定期駐車券による場合においては、これらを交付する際に利用料金を徴収する。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次項に定める場合その他指定管理者が必要があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 指定管理者は、第3条第3項の規定による定期駐車券の発行を受けた利用者が、駐車場の全部又は一部の供用を休止したことにより自動車を駐車することができないとき又は発行を受けた定期駐車券の利用期間内にその利用を中止する旨の申出があったときは、当該利用者に対し、既納の定期駐車券の料金の全部又は一部を返還するものとする。

(駐車場の利用に関する標識)

第8条 指定管理者は、次に掲げる事項を明示した標識を設けなければならない。

(1) 利用料金の額及びその徴収方法

- (2) 駐車することができる時間
- (3) 割増金の徴収に関する注意事項
- (4) 駐車することができる自動車の種類
- (5) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(損害賠償)

第9条 その責めに帰すべき理由により駐車場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務等)

第11条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第12条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 駐車場の管理に関し必要な事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月25日から施行する。

附 則（平成14年条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第7号）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の藤沢市道路附属物自動車駐車場条例第3条第3項に規定する定期駐車券の発行及び発行に係る料金の徴収の手續は、駐車場の指定管理者となった団体に、この条例の施行の日前においても行わせることができる。

改正

平成15年3月5日規則第44号
平成19年12月26日規則第36号
平成23年3月31日規則第70号
令和元年11月8日規則第30号
令和3年7月9日規則第26号

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市道路附属物自動車駐車場条例（平成11年藤沢市条例第34号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車できる自動車)

第2条 湘南台駅地下駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外の自動車で、別表に定める大きさ及び車両重量を超えないものとする。

2 前項に規定する大きさ及び車両重量は、自動車に物が積載されている場合にあっては当該積載物を、自動車に積載装置その他の装置が取り付けられている場合にあっては当該装置を含むものとする。

(回数駐車券及び定期駐車券)

第3条 条例第4条第3項に規定する回数駐車券及び定期駐車券の種類、交付その他の手続についての細目は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

(利用料金の減免)

第4条 条例第6条に規定する市長が別に定める基準（回数駐車券の交付の際に徴収する利用料金を除く。）は、次のとおりとする。

(1) 次のアからエまでに掲げる者が乗車している自動車により利用する場合は、利用料金の60パーセントに相当する額を減額する。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により医療受給者証の交付を受けている者

(2) 駐車場を利用する者の責めに帰すべき理由によらないで駐車場から出場することができない場合は、当該出場することができない駐車時間に対応する利用料金を免除する。

(3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する必要があると認めた場合は、指定管理者がその都度定める額を減額し、又は利用料金を免除する。

2 前項第1号の規定により利用料金の減額を受けようとする者（定期駐車券を使用して利用する者を除く。）は、料金所において同号アからエまでに規定する手帳又は医療受給者証を提示しなければならない。

3 第1項第1号の規定により利用料金の減額を受けようとする者（定期駐車券を使用して利用する者に限る。）は、定期駐車券の交付の手続きの際に指定管理者の定める方法により、同号アからエまでに規定する手帳又は医療受給者証を提示しなければならない。

(利用料金の返還)

第5条 条例第7条第2項の規定による利用料金の返還は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 定期駐車券の利用期間の開始の日の前日までに申請があったときは、既納の利用料金の全額を返還する。
- (2) 定期駐車券の利用期間内に申請があったときは、当該定期駐車券の利用期間の開始の日から当該申請があった日までの期間（当該期間が1月未満であるとき、又は当該期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は端数期間を1月とする。）が次のア又はイに掲げる期間のいずれに該当するかに応じそれぞれア又はイに定める額を既納の利用料金の額から控除して得た額に相当する金額を返還する。
 - ア 1月 申請者が返還に係る定期駐車券と同一の種類の定期駐車券でその利用期間が1月であるものを購入したとしたならば当該申請者から徴収することとなる利用料金の額
 - イ 2月 アに規定する利用料金の額に2を乗じて得た額

2 利用料金の返還その他の手続についての細目は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

（駐車場の利用方法）

第6条 駐車場の利用方法についての細目は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

（禁止行為）

第7条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
 - (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
 - (3) みだりに火気を使用すること。
 - (4) みだりに騒音を発すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を来す行為をすること。
- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為をした者に対して必要な措置を講ずることができる。

附 則

この規則は、平成12年4月25日から施行する。

附 則（平成15年規則第44号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る駐車料金について適用する。

附 則（平成23年規則第70号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第26号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

駐車する場所の区分	自動車の大きさ及び車両重量			
	長さ	幅	高さ	車両重量
機械式駐車装置の駐車部分	5.0メートル	1.8メートル	1.55メートル	1.7トン
平面式の駐車部分	5.0メートル	1.8メートル	2.1メートル	

第3部 災害時応急活動事前対策計画

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえる。応急活動の実施にあたっては、住民に最も身近で基礎的な自治体としての市の役割が重要になるため、応急活動の事前対策を強化・充実する。

章	節	実施担当
第1章 災害対策本部組織体制の充実	第1節 災害対策本部の組織体制の充実	各指揮本部
	第2節 災害対策本部の設置・運営	各指揮本部
	第3節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務	各指揮本部
	第4節 職員の配備・動員	各指揮本部
	第5節 災害対策本部の代替機能の整備等	本部事務局
	第6節 業務継続体制の確保	各指揮本部
第2章 情報の収集・伝達体制の整備	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
第3章 救助・救急、消火活動体制の充実	—	消防局指揮本部
第4章 医療救護計画	—	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
第5章 警備等対策計画	—	県警察・湘南海上保安署
第6章 避難対策計画	—	本部事務局・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・消防局指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第7章 帰宅困難者対策計画	—	各指揮本部
第8章 要配慮者対策計画	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第9章 被災者救援対策計画	—	本部事務局・総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画	—	生涯学習部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・環境部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
第11章 文教対策計画	第1節 学校教育対策	教育部指揮本部
	第2節 生涯学習対策	生涯学習部指揮本部
第12章 緊急輸送計画	—	本部事務局・財務部指揮本部・生涯学習部指揮本部・道路河川部指揮本部
第13章 居住環境改善計画	第1節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	計画建築部指揮本部
	第2節 応急仮設住宅建設対策	計画建築部指揮本部
	第3節 応急修理対策	計画建築部指揮本部
第14章 ライフラインの応急復旧対策計画	—	下水道部指揮本部・県営水道・NTT 東日本・東京ガスネットワーク(株)・LP ガス協会・東京電力パワーグリッド(株)
第15章 災害廃棄物等処理計画	—	環境部指揮本部・下水道部指揮本部
第16章 広域応援体制計画	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
第17章 災害救援ボランティア活動の推進	—	本部事務局・福祉部指揮本部
第18章 要配慮者利用施設の名称及び所在地	第1節 津波災害警戒区域における要配慮者利用施設	福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部

第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画

【現状】

指定避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性があるため、常に良好な衛生状態を保てるように、仮設トイレの設置、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等の対応について、検討を行っている。

また、被災者のこころのケアを行うために、保健師、医師等を指定避難所に派遣することを定めている。

【課題】

被災者の健康保持のため、衛生、防疫活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。

また、それぞれの活動に携わる職員の教育・訓練などの体制強化に努める。

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。一方これらの搜索、処置、埋・火葬等対策を行うための要員、施設、設備等が被災により、使用等ができなくなることの対策として、広域的な応援体制の確立を図る必要がある。

【取組の方向】

地震発生時の保健、防疫等の対応を行うため、限られた職員による最大限の衛生効果を上げ、被災者の健康管理の保持を確保することの対策を行う。

また、遺体の搜索、收容、処置、埋・火葬等の一連の流れを十分に把握し、関係機関との協力体制の構築に努める。

【主な事業】

1 保健衛生、防疫対策の推進

市は、指定避難所等に衛生・防疫対策を行い、被災者の健康管理に最善の対策を講じるとともに、感染症の予防、環境衛生の悪化を防ぐことに努める。

感染症等の発生が予測されるとき対策、発生してからの対応については、速やかに処置を行うことに努める。

2 遺体処置等

市は、多くの人命が失われるような事態に備え、遺体の安置所の候補を次のとおり定める。また、遺体安置所を適切に運営するため、遺体の身元確認、検視、検案、埋・火葬等について、マニュアルの見直しや訓練を市・警察・民間葬祭業者の連携のもと実施する。

ア 秋葉台文化体育館

- イ 奥田公園駐車場、湘南台駅地下自動車駐車場
- ウ 市の斎場
- エ 民間の葬祭場・寺院

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

発令　　：平成3年5月15日号外法律第77号

最終改正：令和5年12月13日号外法律第84号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

改正

平成15年9月19日条例第6号
平成15年12月9日条例第17号
平成19年9月12日条例第8号
平成27年2月25日条例第27号
平成28年3月11日条例第28号
令和6年12月12日条例第30号

藤沢市情報公開条例

藤沢市情報公開条例（昭和60年藤沢市条例第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報公開の請求等（第5条—第17条）
- 第3章 審査請求（第18条—第20条）
- 第4章 藤沢市情報公開審査会（第21条—第27条）
- 第5章 藤沢市情報公開制度運営審議会（第28条）
- 第6章 情報公開の総合的推進等（第29条・第30条）
- 第7章 出資団体等の情報公開（第31条）
- 第8章 雑則（第32条—第34条）
- 第9章 罰則（第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もつて市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（基本原則）

第2条 この条例における解釈及び運用の基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 実施機関の保有する情報は、積極的に提供するように努めること。
- （2） 実施機関の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とする情報は、必要最小限にとどめること。
- （3） 基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護すること。
- （4） 情報公開の制度が等しく、わかりやすく、迅速かつ利用しやすいように努めること。
- （5） 行政文書の公開の請求に対する決定について不服がある場合には、公正かつ迅速な救済を保障すること。

（適正な請求及び使用）

第3条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、これによつて得た情報を適正に使用しなければならない。

（定義）

第4条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- （1） 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- （2） 図書館その他これに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて管理している図書、

記録、図画その他の資料

- 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づきこの市の公の施設の管理を行わせる指定管理者のうち当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの（以下「処分権限を有する指定管理者」という。）及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立した藤沢市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）をいう。
- 3 この条例において「実施機関の職員」とは、実施機関に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。）、処分権限を有する指定管理者に属する者並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。

第2章 行政文書の公開の請求等

（行政文書の公開を請求する権利）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

（行政文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。

- （1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次のアからエまでに掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（以下単に「独立行政法人等」という。）の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいう。）、処分権限を有する指定管理者に属する者又は土地開発公社の役員若しくは職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等、処分権限を有する指定管理者に属する者又は土地開発公社の役員若しくは職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等、処分権限を有する指定管理者に属する者又は土地開発公社の役員若しくは職員の氏名に係る部分を公開することにより、当該者の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合にあつては、当該氏名に係る部分を除く。）

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

- （2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

- （3） 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- （4） 実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、

次のアからオまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 法令等の規定又は地方自治法第245条の9第2項及び第3項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国又は神奈川県の実施機関の指示により、公開することができないこととされている情報

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨が失われない程度に分離することができるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号本文に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号本文に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第10条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

(1) 次項に規定する事項を記載した書面(第3項において「請求書」という。)を提出する方法

(2) 電子情報処理組織(実施機関の使用に係るコンピュータ(入出力装置を含む。以下同じ。))と公開請求をしようとするものの使用に係るコンピュータとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して次項に規定する事項に係る情報を送信する方法で実施機関が定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める方法

2 前項第1号の規定により記載し、又は同項第2号の規定により送信しなければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公開請求に係る行政文書の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により提出された請求書又は送信された情報に形式上の不備があると認めるときは、当該請求者に対し、相当の期間を定めて、補正を求めるものとする。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、

当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により諾否決定をしたときは、請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

4 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から起算して60日以内には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、速やかに、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの行政文書について諾否決定をする期限

（理由付記等）

第12条 実施機関は、前条第1項の規定により諾否決定をする場合において、公開請求に係る行政文書の全部の公開を拒否する旨の決定をするとき（第9条の規定により公開請求を拒否し、又は公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していない場合において、公開を拒否する旨の決定をするときを含む。）、又は一部の公開を承諾する旨の決定をするときは、当該拒否し、又は一部の公開を承諾する理由を前条第2項の書面に併せて記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、当該拒否する理由がなくなる時期又は当該一部の公開を承諾する部分以外の部分を公開することができることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を明らかにしなければならない。

（事案の移送）

第13条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において諾否決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において諾否決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を承諾する旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、第15条の規定による行政文書の公開の実施に関して必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 公開請求に係る行政文書に実施機関及び請求者以外のもの（以下「公開請求に係る第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、諾否決定をするに当たって、当該公開請求に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他規則（市長が定める規則をいう。以下同じ。）で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該公開請求に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該公開請求に係る第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

（1）公開請求に係る第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第6条第1号エ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 公開請求に係る第三者に関する情報が記録されている行政文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた公開請求に係る第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した公開請求に係る第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施及び方法）

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに、行政文書を公開しなければならない。

- 2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して規則で定める方法により行うものとする。

- 3 実施機関は、公開請求に係る行政文書を閲覧の方法により公開する場合において、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第7条の規定による部分公開をするとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の公開に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。

（他の法令等による公開との調整）

第16条 実施機関は、他の法令等（当該法令等の委任に基づく規程を含む。以下この条及び第30条第1号において同じ。）の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が前条第2項の方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該他の法令等の定めるところにより公開を行うものとする。

- 2 実施機関は、他の法令等に公開の定めがある場合において、当該公開の方法が前条第2項の方法と異なるときは、当該異なる方法に限り、同項の定めるところにより公開を行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、第1項の規定を適用する。

（費用負担）

第17条 この条例に基づく行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 第15条第2項の規定による行政文書（同条第3項の規定により当該行政文書を複写した場合にあっては、当該複写した物を含む。）の写し（同条第2項の規定により規則で定める方法により写し以外の物を交付する場合にあっては、当該写し以外の物を含む。以下この項において同じ。）の交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該請求者の負担とする。

第3章 審査請求

（情報公開審査会への諮問）

第18条 諾否決定について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第21条第1項の規定により設置された藤沢市情報公開審査会（次条において単に「藤沢市情報公開審査会」という。）に諮問し、その議に基づいて、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求に対する裁決で、諾否決定（公開請求に係る行政文書の全部の公開を承諾する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部の公開を承諾することとするとき。ただし、当該諾否決定について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条第1項の規定により藤沢市情報公開審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る諾否決定について反対意見書を提出した公開請求に係る第三者（当該公開請求に係る第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する公開請求に係る第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る諾否決定を変更し、当該諾否決定に係る行政文書の全部又は一部の公開を承諾する旨の裁決（公開請求に係る第三者が反対意見書を提出している場合に限る。）

第4章 藤沢市情報公開審査会

（情報公開審査会）

第21条 第18条第1項の規定による実施機関の諮問に応じ審査請求について調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 審査会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。
- 4 委員は、情報公開制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断を成し得る者のうちから議会の意見を聴き、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつた場合には、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査請求人又は参加人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対して質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写し(写しによりがたい場合において、写し以外の物を交付するときにあつては、当該写し以外の物を含む。第3項において同じ。)の交付(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付を行う場合における当該写しの作成に要する費用は、当該写しの交付を求めるものの負担とする。

(答申書の送付等)

第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第27条 前6条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 藤沢市情報公開制度運営審議会

(情報公開制度運営審議会)

第28条 この条例による情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、藤沢市情報公開制度運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要な事項について実施機関の諮問に応じ調査審議して答申するほか、実施機関に対して建議を行うことができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。

5 審議会の委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 情報公開の総合的推進等

(情報公開の総合的推進)

第29条 実施機関は、この条例に定める行政文書の公開と併せて、情報提供施策の拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

(会議の公開)

第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに準ずるものは、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議の内容が非公開情報に係るものである場合

(3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第7章 出資団体等の情報公開

(出資団体等の情報公開)

第31条 市が出資その他財政上の援助を行う団体(以下「出資団体等」という。)は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。

3 規則で定める基準に従い実施機関が出資団体等のうちから指定した団体(以下「指定団体」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び電磁的記録の公開について、その申出の手續、申出に係る回答に対して異議の申出があつた場合における手續その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。

4 実施機関は、指定団体に対し、前項の規程の整備、当該規程の適正な運用その他の情報の公開に関し必要な事項の指導を行わなければならない。

5 指定団体は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があつたときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。

6 前項の規定により助言を求められた実施機関は、その求めに応じなければならない。この場合に

において、実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

- 7 指定団体は、情報公開について定めた当該指定団体の規程の定めるところにより、各年度における情報公開に係る運用状況について、毎年、当該指定をした実施機関に報告しなければならない。
- 8 実施機関は、前項の規定による報告を受けたときは、当該運用状況を一般に公表しなければならない。この場合において、当該報告を受けた実施機関が市長以外の実施機関であるときは、当該公表の内容を市長に通知しなければならない。
- 9 第3項に定めるもののほか、指定団体に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 雑則

(行政文書の管理等)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成及び保存その他の行政文書の管理に関する必要な事項を定めるものとする。
- 3 実施機関は、その定めるところにより行政文書の目録を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の報告及び公表)

第33条 市長は、各年度におけるこの条例の運用状況について、毎年、規則で定めるところにより、議会に報告し、及び一般に公表しなければならない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第9章 罰則

(罰則)

第35条 第21条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の藤沢市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。
- 3 施行日前に旧条例第8条第1項の規定により諾否の決定を行つたが、公開を実施していない情報について、施行日以後に公開を実施する場合における手数料については、なお従前の例による。
- 4 旧条例第13条第1項の規定により置かれた藤沢市情報公開審査会は、この条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 5 旧条例第17条第1項の規定により置かれた藤沢市情報公開制度運営審議会は、この条例第27条第1項の規定により置く審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際、現に旧条例第14条第1項の規定により藤沢市情報公開審査会の委員に委嘱されている者は、この条例第21条第4項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成14年1月31日までとする。
- 7 この条例の施行の際、現に旧条例第18条第1項の規定により藤沢市情報公開制度運営審議会の委員に委嘱されている者は、この条例第27条第5項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

(藤沢市個人情報保護条例の一部改正)

- 8 藤沢市個人情報保護条例（昭和62年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成15年条例第6号）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第6条第1号ウの改正規定、同条第2号の改正規定及び同条第3号の改正規定（独立行政法人等に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第17号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、同年1月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中藤沢市情報公開条例第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第28号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（令和6年12月12日条例第30号抄）

（罰則の適用等に関する経過措置）

第5条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この条において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この条において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この条において「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第6条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和6年12月12日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

○藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

令和4年12月22日条例第17号

藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人情報の保護に関し必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）第6条第1号ウに掲げる情報（公務員等の氏名で職務の遂行に係る部分に限り、法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報（当該保有個人情報が記録された文書等を複写した場合にあっては、当該複写した物を含む。）の写し（写し以外の物を交付する場合にあっては、当該写し以外の物を含む。以下この項において同じ。）の交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該開示請求者の負担とする。

(個人情報保護審査会)

第5条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定及び藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年藤沢市条例第18号。以下「議会条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、個人情報保護制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断を成し得る者のうちから議会の意見を聴き、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会に諮問をした実施機関及び市議会（以下「諮問庁」という。）は、審査会から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の規定による保有個人情報の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。

2 何人も、審査会に対し、前項の求めに応じて提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(市議会からの諮問に係る調査審議の手続)

第7条 議会条例第45条の規定による諮問に係る調査審議の手続については、前条のほか、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定を準用する。

(規則への委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報保護制度運営審議会)

- 第9条 個人情報の適切な取扱いを確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、次条又は議会条例第50条の規定により諮問された事項、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する合議体の意見を聴くものとされる事項及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての実施機関の諮問に応じた調査審議を行うものとする。
- 3 審議会は、委員9人以内で組織する。
- 4 審議会の委員は、市民のうちから4人以内及び学識経験を有する者のうちから5人以内で市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 審議会に、専門委員3人を置き、学識経験を有する者のうちから委嘱された審議会の委員のうちから選任する。
- 8 専門委員は、審議会の審議事項について専門的に調査研究をするものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（個人情報保護制度運営審議会への諮問）
- 第10条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。
- （1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2） 個人情報に関する条例を制定改廃する場合
- （3） 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （4） 前3号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
（運用状況の報告及び公表）
- 第11条 市長は、各年度における法の運用状況について、毎年、規則で定めるところにより、議会に報告し、及び一般に公表しなければならない。
- 附 則
（施行期日）
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（藤沢市個人情報の保護に関する条例の廃止）
- 2 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧条例第20条第1項の規定による管理情報の開示の請求、第32条の規定による管理情報の訂正の請求、第33条の規定による管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の請求及び第34条の規定による管理情報の目的外のための利用等の差止め又は中止の請求については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第44条第1項中「第47条第1項」とあるのは、「藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）第5条第1項」とする。
- 4 施行日前にされた旧条例第44条の規定による諮問に係る施行日以後の調査審議及び前項の規定により読み替えてなお従前の例によることとされた旧条例第44条第1項の規定による諮問に係る調査審議は、第5条第1項の規定により設置された審査会が行うものとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第47条第4項の規定により委嘱された審査会の委員である者は、施行日に、第5条第3項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする
- 6 第4項の規定により調査審議を行う場合の手続は、旧条例第48条から第53条までの規定の例による。
- 7 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第22条の規定による開示請求に係る諮問、施行日前にされた旧条例第54条2項第2号の規定による調査審議及び同項第3号の規定による

る建議は、第9条第1項の規定により置かれた審議会が行うものとする。

- 8 この条例の施行の際現に旧条例第54条第4項の規定により委嘱された審議会の委員である者は、施行日に、第9条第4項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、令和5年10月31日までとする。
- 9 第7項の規定による審議会の運営等は、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第54条第7項の規定により選任された審議会の専門委員である者は、施行日に、第9条第7項の規定により、審議会の専門委員として選任されたものとみなす。
- 11 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第10条第1項の規定により当該行為を処罰する規定がその効力を失うこととされているもの及び同条第2項の規定により当該行為に対する処罰がなお従前の例によることとされているものを除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）
- 12 藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

○藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例施行規則

令和4年12月23日規則第25号

藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号。以下「条例」という。）の委任事項並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「法施行規則」という。）及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、法施行規則及び条例において使用する用語の例による。

(提供を受ける者に要求する措置)

第3条 法第70条の規定により保有個人情報の提供を受ける者に要求する措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 次に掲げる事項の防止

ア 提供を受けた保有個人情報（以下この号及び次号において「提供資料」という。）を当該提供を受けた目的以外の目的のために使用すること。

イ 提供を受けた者以外のものに対し、提供資料を提供すること。

ウ 提供資料の複写及び複製

(2) 提供資料を使用した後の返還又は廃棄

(3) 個人情報の保護に関する内部管理規程の整備

(4) 事故が発生した場合における提供した実施機関への報告

(5) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護について必要な措置

(電磁的記録の開示の方法)

第4条 電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴、電磁的記録媒体に複写したものの交付又は用紙に出力したものの閲覧若しくは交付の方法による。ただし、当該方法によりがたいときは、開示の決定をした実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

2 法第87条第1項の規定により交付する写し又は前項の規定により交付する複写したもの若しくは出力したものの部数は、1の請求につき1部とする。

(費用の額等)

第5条 条例第4条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。

3 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手又は特定封筒郵便物による納付とする。

(審査会の会長)

第6条 条例第5条第1項の規定による藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員（会長を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第8条 審査会の庶務は、個人情報保護制度主管課において処理する。

(審査会の委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定

める。

（審議会の会長及び副会長）

第10条 条例第9条第1項の規定による藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第11条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員（会長を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第12条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、実施機関の職員その他の調査審議すべき事項に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（運用状況の報告）

第13条 審議会は、各年度における個人情報保護制度の運用状況について、実施機関に報告を求めることができる。

（審議会の庶務）

第14条 審議会の庶務は、個人情報保護制度主管課において処理する。

（審議会の委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（運用状況の報告及び公表）

第16条 条例第11条の規定により議会に報告するときは、次に掲げる事項を記載した報告書を議会に提出して行うものとする。

（1）保有個人情報の開示請求及び訂正等の請求の件数

（2）当該請求に対する承諾及び拒否の件数

（3）不服申立ての件数

（4）不服申立ての処理状況

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第11条の規定により一般に公表するときは、前項各号に掲げる事項を告示し、及びこの市の広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成15年藤沢市規則第19号）

（2）藤沢市個人情報保護審査会規則（平成15年藤沢市規則第24号）

（3）藤沢市個人情報保護制度運営審議会規則（平成15年藤沢市規則第25号）

別表（第5条関係）

1 写しの作成に要する費用の額

区分	金額
乾式複写機により作成し、又はプリンターにより出力する日本産業規格紙加工寸法A列3番までの大きさの用紙で単色（黒色）刷りのもの	1枚につき10円
乾式複写機により作成する日本産業規格紙加工寸法B列4番までの大きさの用紙で多色刷りのもの	1枚につき50円
乾式複写機により作成する日本産業規格紙加工寸法B列4番を超え、A列3番までの大きさの用紙で多色刷りのもの	1枚につき80円
上記以外のもの	作成に要する費用の額

備考 両面印刷をする場合は、片面を1枚としてこの表の規定を適用する。

2 写しの送付に要する費用の額 郵送料の額

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）

発令　　：平成16年6月18日号外法律第112号

最終改正：令和7年6月4日号外法律第51号

改正内容：令和7年6月4日号外法律第51号[令和7年7月1日]

（避難施設の指定）

第百四十八条　都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。